

第 61 号 議 案

令和 7 年 12 月 16 日
総 務 課

東京都職員の退職管理に関する規則の一部改正について

所得税法等の一部改正に伴い、東京都職員の退職管理に関する規則（平成 28 年東京都人事委員会規則第 11 号）を別添のとおり改正する。

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容													
<p>第20条第3号 (条例第7条関係)</p>	<p>【所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴う規定整備】</p> <p>○ 職員の再就職の届出については、営利企業以外への再就職の場合、報酬が、所得税法における給与所得控除相当額と基礎控除相当額のそれぞれの上限額の合計（現行 103 万円）以下の場合は届出不要と規定</p> <p>○ 本年 12 月 1 日の所得税法等の改正により、この金額が 160 万円に引き上げられたため、規定を整備</p> <p>〈改正の概要〉</p> <table border="1" data-bbox="437 696 1465 1153"> <thead> <tr> <th></th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給与所得控除相当額</td> <td><u>55 万円</u> (所得税法第 28 条第 3 項第 1 号 括弧書)</td> <td><u>65 万円</u> (所得税法第 28 条第 3 項第 1 号)</td> </tr> <tr> <td>基礎控除相当額</td> <td><u>48 万円</u> (所得税法第 86 条第 2 項)</td> <td><u>58 万円</u> (所得税法第 86 条第 1 項第 1 号) + <u>37 万円</u> (租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 第 1 項第 1 号イ (R7・8 年分) /第 1 項第 2 号 (R9 年分以後))</td> </tr> <tr> <td>合計額</td> <td><u>103 万円</u></td> <td><u>160 万円</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>〈参考〉</p> <p>○ 国家公務員に適用される、「職員の退職管理に関する内閣官房令」及び「行政執行法人の役員の退職管理に関する内閣官房令」も、同様の改正を行っている。</p>			改正前	改正後	給与所得控除相当額	<u>55 万円</u> (所得税法第 28 条第 3 項第 1 号 括弧書)	<u>65 万円</u> (所得税法第 28 条第 3 項第 1 号)	基礎控除相当額	<u>48 万円</u> (所得税法第 86 条第 2 項)	<u>58 万円</u> (所得税法第 86 条第 1 項第 1 号) + <u>37 万円</u> (租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 第 1 項第 1 号イ (R7・8 年分) /第 1 項第 2 号 (R9 年分以後))	合計額	<u>103 万円</u>	<u>160 万円</u>
	改正前	改正後												
給与所得控除相当額	<u>55 万円</u> (所得税法第 28 条第 3 項第 1 号 括弧書)	<u>65 万円</u> (所得税法第 28 条第 3 項第 1 号)												
基礎控除相当額	<u>48 万円</u> (所得税法第 86 条第 2 項)	<u>58 万円</u> (所得税法第 86 条第 1 項第 1 号) + <u>37 万円</u> (租税特別措置法第 41 条の 16 の 2 第 1 項第 1 号イ (R7・8 年分) /第 1 項第 2 号 (R9 年分以後))												
合計額	<u>103 万円</u>	<u>160 万円</u>												
<p>附 則 1 施行 期 日</p>	<p>公布日施行 ただし、改正後の規則の規定は、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。</p>													
<p>2 経 過 措 置</p>	<p>適用日前に再就職した者については、適用日以後に届出をする場合であっても、改正前の金額を適用する。</p> <div style="text-align: center;"> <p><u>R7.12.1</u> (適用日)</p> <p>令和 8 年</p> <p>適用される報酬の基準額</p> </div> <table border="1" data-bbox="437 1832 1465 1944"> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>■ 再就職日 → ■ 届出日</td> <td>→103万円</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>■ 再就職日 → ■ 届出日</td> <td>→<u>103万円</u></td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>■ 再就職日 → ■ 届出日</td> <td>→160万円</td> </tr> </tbody> </table>		①	■ 再就職日 → ■ 届出日	→103万円	②	■ 再就職日 → ■ 届出日	→ <u>103万円</u>	③	■ 再就職日 → ■ 届出日	→160万円			
①	■ 再就職日 → ■ 届出日	→103万円												
②	■ 再就職日 → ■ 届出日	→ <u>103万円</u>												
③	■ 再就職日 → ■ 届出日	→160万円												

【参考】関係法令（抄）

○東京都職員の退職管理に関する条例

（任命権者への届出）

第7条 職員は、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就くことを約束した場合又は営利企業の地位に就くことを約束した場合は、日々雇い入れられる者となる場合**その他人事委員会規則で定める場合を除き**、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

2 離職日の前日において管理又は監督の地位にある職員の職として人事委員会規則で定めるものに就いている職員であった者は、離職後二年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合又は営利企業の地位に就いた場合は、前項の規定による届出を行った場合、日々雇い入れられる者となった場合**その他人事委員会規則で定める場合を除き**、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

○所得税法

改正前	改正後
<p>（給与所得） 第28条 1及び2（略） 3 前項に規定する給与所得控除額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額とする。 一 前項に規定する収入金額が百八十万円以下である場合 <u>当該収入金額の百分の四十に相当する金額から十万円を控除した残額（当該残額が五十五万円に満たない場合には、五十五万円）</u></p>	<p>（給与所得） 第28条 1及び2（現行のとおり） 3（現行のとおり） 一 前項に規定する収入金額が百九十万円以下である場合 六十五万円</p>
<p>（基礎控除） 第86条 合計所得金額が二千五百万円以下である居住者については、その者のその年分の総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額を控除する。 一 その居住者の合計所得金額が二千四百万円以下である場合 四十八万円 二及び三（略） 2 前項の規定による控除は、基礎控除という。</p>	<p>（基礎控除） 第86条（現行のとおり） 一 その居住者の合計所得金額が二千三百五十万円以下である場合 五十八万円 二 その居住者の合計所得金額が二千三百五十万円を超え二千四百万円以下である場合 <u>四十八万円</u> 三及び四（現行のとおり） 2（現行のとおり）</p>

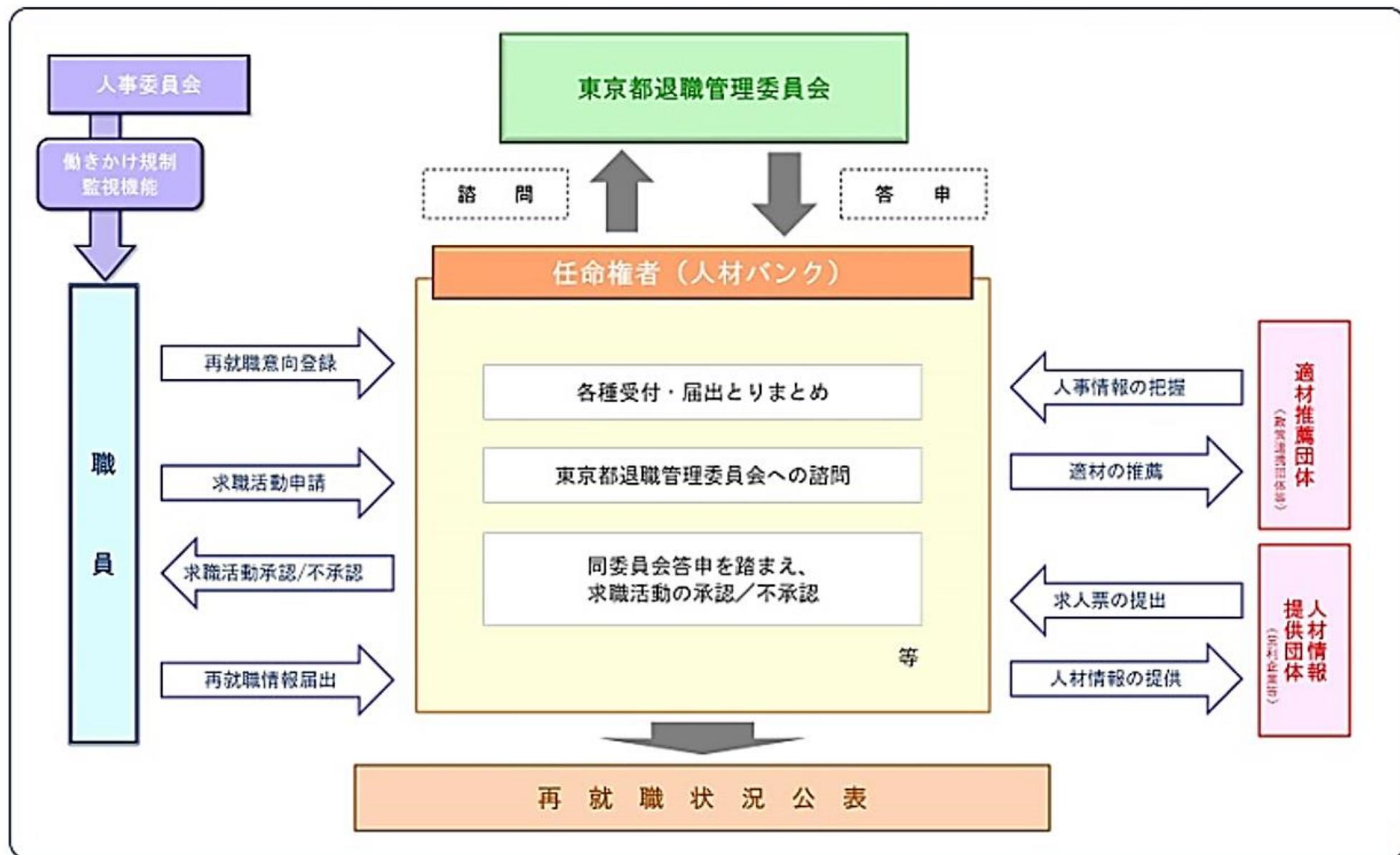
○租税特別措置法（第41条の16の2を新設）

（令和七年分以後の各年分の基礎控除等の特例）

第41条の16の2 令和七年分以後の各年分において、居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が六百五十五万円以下である場合における同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額は、同条第一項の規定にかかわらず、同項第一号に定める金額に次の各号に掲げる年分の区分に応じ当該各号に定める金額を加算した額とする。

- 一 令和七年分及び令和八年分 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める金額
 - イ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が百三十二万円以下である場合 **三十七万円**
 - ロ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が百三十二万円を超え三百三十六万円以下である場合 三十万円
 - ハ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が三百三十六万円を超え四百八十九万円以下である場合 十万円
 - ニ その居住者のその年分の所得税に係る合計所得金額が四百八十九万円を超える場合 五万円
- 二 令和九年分以後の各年分 **三十七万円**

(東京都の退職管理の枠組み)



東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和七年十二月十九日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十六号

東京都職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

東京都職員の退職管理に関する規則（平成二十八年東京都人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条第三号中「第二十八条第三項第一号括弧書」を「第二十八条第三項第一号」に、「同法第八十六条第二項に規定する」を「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の東京都職員の退職管理に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和七年十二月一日（以下「適用日」という。）から適用する。

2 改正後の規則の規定は、適用日以後に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就

き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合について適用し、同日前に営利企業以外の法人その他の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった場合については、なお従前の例による。

改正案	現行
<p>第一条から第十九条まで（現行のとおり） （任命権者への再就職の届出を要しない場合）</p> <p>第二十条（現行のとおり）</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号に規定する給与所得控除額に相当する金額と租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四十一条の十六の二第一項第一号イに掲げる場合（令和九年以後の各年分にあつては、同項に掲げる場合）における同項の規定による基礎控除の額に相当する金額の合計額以下の報酬を得る場合</p> <p>第二十一条から第二十三条まで（現行のとおり）</p> <p>別表第一及び別表第二（現行のとおり）</p> <p>別記第一号様式から第三号様式まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十九条まで（略） （任命権者への再就職の届出を要しない場合）</p> <p>第二十条（略）</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就き、又は事業に従事し、若しくは事務を行うこととなった日から起算して一年間につき、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二十八条第三項第一号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第八十六条第二項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額以下の報酬を得る場合</p> <p>第二十一条から第二十三条まで（略）</p> <p>別表第一及び別表第二（略）</p> <p>別記第一号様式から第三号様式まで（略）</p>